

令和4年度第2回南三陸町情報公開・個人情報保護審査会会議録

日時：令和5年3月2日（木）

午前10時30分～午前11時35分

場所：南三陸町役場2階

会議室（2-1、2-2）

出席者

審査会	会長	佐藤徳憲
	委員（会長職務代理者）	及川透
	委員	工藤真弓
	委員	畠山喜敬

南三陸町（庶務担当課）

行政管理課長	岩淵武久
行政管理課課長補佐	
兼行政管理係長	小野寺洋明
行政管理課主事	武内那菜

南三陸町議会（審議案件担当課）

議会事務局長	男澤知樹（審議第3号のみ）
主幹	
兼総務係長	畠山貴博（審議第3号のみ）

日程

審議第3号 南三陸町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
その他

会議の記録

午前10時30分 開会

事務局（岩淵行政管理課長）

ただ今より、令和4年度第2回南三陸町情報公開・個人情報保護審査会を開会とさせていただきます。

審査会条例の第5条第1項に基づきまして、この会議につきましては会長の議長ということで進行いただきます。

会長、よろしくお願いいたします。

佐藤会長

おはようございます。

それでは、早速でございますが、本日の会議に入ります。

初めに、本日の審査会の会議成立につきまして、確認をいたします。

審査会条例の第5条第2項において「審査会の会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない」旨が定められております。本日の会議には、4名の委員全員に御出席をいただいておりますので、この会議は成立いたしておりますことを御確認ください。

次に、会議録署名委員を指名いたします。

この会議の会議録につきましては、審査会の運営規程第7条によりまして、庶務をして調製の上、会長とその指名する委員1名が署名することとされております。

本日の会議録署名委員につきましては、及川委員を指名いたします。

及川委員、よろしくお願いいたします。

事務局から連絡等あればお願いいたします。

事務局（小野寺行政管理課課長補佐兼行政管理係長）

庶務担当から申し上げます。

本日の議題となります審議第3号につきましては、諮問側である議会事務局から説明員として、職員の出席を求めています。これより入室といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

佐藤会長

それでは、説明員について入室させてください。

～議会事務局職員入室～

諮問実施機関説明員（男澤議会事務局長）

議会事務局長の男澤と申します。係長の畠山です。今日はよろしくお

願います。

佐藤会長

それでは、審議第3号、南三陸町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

まず、審査会事務局の説明を求めます。

事務局（小野寺行政管理課課長補佐兼行政管理係長）

事務局より説明申し上げます。まず、審議資料の2ページ目をお開きください。

それでは、審議第3号について、御説明申し上げます。

この審議第3号につきましては、次のページに添付しておりますとおり、令和5年2月16日付けで議長から諮問がなされております。南三陸町議会の個人情報の保護に関する条例の制定を予定すること、及びその制定について、審議会として意見があればお願いをしたいという趣旨によりなされたものであります。

諮問の根拠につきましては、審査会に係る条例及び運営規程の1ページ目を御覧いただければと思います。この審議第3号の根拠となりますのは、審査会条例の第2条第2項となります。

審査会条例の第2条第2項では、審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要な事項について、実施機関に対し意見することができる旨が定められております。

つきましては、この第2条第2項に基づきまして、審査会として意見することに関し、その有無を含め、御審議をいただくといったものとなります。

以上、庶務側からの説明となります。よろしくお願いいたします。

佐藤会長

審査会事務局からの説明が終わりました。

本日の会議には、あらかじめ、審査会条例第6条第5項の規定により、諮問実施機関から説明を求めることとして、関係職員に出席をいただいております。

早速、諮問実施機関側の説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

諮問実施機関説明員（男澤議会事務局長）

御説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

既にお配りされております資料に基づいて、御説明申し上げます。

南三陸町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

まず、議会において条例の制定が必要な理由についてでございます。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆるデジタル改革関連法によって、個人情報保護法が改正され、これまで独自に個人情報保護条例を制定しておりました当町を含めた地方自治体に、改正後の個人情報保護法が部分的に適用、つまり、個人情報の保護に関するルールが規定されることになりました。

本町においても、昨年１１月定例会議において南三陸町個人情報保護法施行条例が可決されておりますが、議会は、この適用対象外とされております。これは、議会については、法律が国会や裁判所をその対象としていないこととの整合を図るため、この意味することとすれば、議会における個人情報の取扱いは、法形式や規律の内容を含め自律的な対応に委ねるべきであろうといった考え方から、個人情報保護法の適用の対象にはしないことを適当として除かれたと理解しております。

ほとんどの団体で、議会はこれまでも個人情報の保護に関する条例等の対象とされておりましたし、引き続き条例等により共通ルールに沿った自律的な措置を、当町議会といたしましても講じることが必要ではないかと考えております。このことに関し、御意見を頂戴できればと思います。

次に目的でございますが、数点ございます。議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めること、そして、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることによりまして、議会の事務の適正かつ円滑な運用を図り、個人の権利利益を保護することを目的として制定したいというものでございます。

一枚ページをめくっていただきたいと存じます。

個人情報ファイルの作成と公表について規定したいと思っております。議会が保有しております個人情報ファイルにつきましては、それぞれのファイルの名称や利用目的等をまとめた個人情報ファイル簿を作成し、公表したいと考えております。議会が作成する個人情報ファイル簿とは、議会が保有している個人情報を検索できるよう体系的に構成した場合のものを指すと考えております。

四つ目といたしまして、保有個人情報の範囲についてでございます。議会の事務局の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして議会が保有しているものにしたいと考えて

おります。一般的な例としましては、次のとおり記載させていただいております。一つ目といたしましては、請願・陳情の署名簿、あるいは参考人・公述人・直接請求代表者に関する情報など、住民等から議会へ提供されたもの。一例としては、開示請求をした者の氏名等が、などに含まれるものと理解しております。二つ目としては、傍聴人受付票、氏名入りの住民アンケートなど議会自身が取得した個人情報。三つ目としては、退職議員を含む議員歴などの情報、表彰や議員年金関係のもの。議会事務局職員の休暇、あるいは給与などの人事情報を例示として挙げてございます。

その一方で、議員が職務上作成し、又は取得した個人情報を、今回制定したい条例の対象とはしないことと考えております。その理由としては、次のような考え方によるものでございます。一つ目としては、議員が作成した書類については、議会活動を行う場合において、議会事務局職員が関わらず議員が単独で職務上作成し、又は取得する個人情報は考えにくいこと。二つ目としては、議員活動においては、議員単独で作成し、又は取得する個人情報も想定されるのですが、議員の職務の範囲は広汎かつ法令上明確でないことから、議員が職務上作成し、又は取得した個人情報を「保有個人情報」として条例による規制の対象とすると、議員活動に対する過度に広汎な規制となるおそれがあることから、その対象としないという考え方でございます。議員の職務の範囲について、具体的に法律で定義はされておきませんが、様々な書類等によりますと、議員の職務は、住民意思の把握等に資するための住民との接触等の諸活動という、非常に概括的な表現で記載されているものが多くございます。議員が職務上作成等した書類を対象としないといった部分につきまして、御意見を頂戴できればと思っております。

次に、開示決定等の期限でございます。開示決定の期限は、開示請求があった日から30日間としたいと考えております。事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、更に30日以内に限り延長を可としたいと考えております。これは、国の改正個人情報保護法とイコールとして規定したいと考えておりますが、この点につきましても御意見を承れればと思っております。

六つ目、手数料についてでございます。開示請求に係る手数料は、無料としたいと考えております。ただ、開示実施のための写しの作成や郵送等に係る費用については、負担を求めたいと考えてございます。これは、昨年12月に議決されました議会を除く町当局の考え方と、整合を図ったものでございます。

最後でございますが、審査会への諮問についてでございます。審査会に

については、議会に個人情報保護審査会を置かず、執行機関の附属機関である南三陸町情報公開・個人情報保護審査会に諮問したいと考えおります。この諮問につきましては、次のような場合を想定しております。開示決定や開示請求等に係る議会の不作為に対する審査請求があった場合、そして、個人情報の適正な取扱いについて議長が特に必要と認める場合、専門的な知見に基づいた意見を聴く必要があると議長が認めた場合に、諮問をしたいと考えおります。

最後に、罰則についてでございますが、今回制定したい条例においても、職員等に対する罰則規定を、現行の個人情報保護条例と同様に設けたいと考えております。その内容につきましては、先般議決されました町長部局等を対象とした条例の罰則と、内容は同じにしたいと考えております。

駆け足で大変恐縮でございますが、以上、説明とさせていただきます。御意見をよろしくお願いいたします。

佐藤会長

諮問実施機関による説明が終わりました。

説明のあった事項について、御意見をお伺いしたいと思いますが、暫時休憩といたします。

佐藤会長

再開します。

御意見をいただきたいということで、条例を制定したいということ、議員個人が取得した情報を対象にするかどうか、開示決定を30日間にするということ、その際の手数料の有無について、最後に、罰則規定を個人情報保護条例と同じ内容で良いかということについて、順に御意見を伺いたいと思います。

一つ目の、条例を制定したいということについて、御意見を頂戴したいと思います。

佐藤会長

一つ目について、よろしいでしょうか。何かございますか。

及川委員

よろしいでしょうか。

佐藤会長

及川委員。

及川委員

今お話しされた四つの議題ですけども、一つ一つ非常にテーマが大きく、今この場で即というのは、なかなか難しいです。

先ほどの休憩の時間に提案しようかと思いましたが、できれば少し早め
にこういう議題をいただければなと。そして、少し考えた上でお話ししたい
なと思いました。それは間に合いませんが。

佐藤会長

暫時休憩いたします。

佐藤会長

再開いたします。

条例を制定するということについて、御意見をいただきたいと思います。
及川委員。

及川委員

確認させていただきたいのですが、今回の大きな改正で、今までの四本
柱が国に一括されると。それが大前提といたしまして、この資料では、議
会については除かれたと。これは除かれるということですよ。

今回の改正で、個人情報保護委員会といって国に一元化されますよね。
従来の地方自治体でやっていた部分も、個人情報保護委員会に一元化され
るという流れだと思いますけども、それが大原則で、議会については、個
人情報保護の適用の対象とはしないということですから、それは従来どお
りこの町条例で適用するという事でよろしいですよ。

諮問実施機関説明員（男澤議会事務局長）

お答えいたします。

委員御発言のとおり、三本の法律が今回改正されて一本化されたという
ことですが、その中に町も入っていると。これまでは町の個人情報保護条
例ですか、これも基本的な考え方は、国の法律で規定されることになった
と。

ただ、町長とか監査委員とか選挙管理委員とか全て対象になっています
が、議会だけは国の法律に一本化された中には入っておりません。なぜか
というのは先ほど述べたとおりですが、今回制定したい条例では、国の法

律で従来の町が定めていた個人情報保護条例のルールや、国で新たに定めたルールを定めたいというものです。

結果的には、国の条例の対象に議会はなっていないので、議会として国の条例の対象になっているルールのようなものを、別途定めたいということです。御理解いただけましたでしょうか。

及川委員

十分理解できました。そこを確認したかったんですね。

そうすると、ここで議会と表現しているのは、当町の町議会を指しているということですか。

諮問実施機関説明員（男澤議会事務局長）

さようでございます。

佐藤会長

ほかに。

畠山委員

要は、今まで条例で全部カバーできていた部分を、一部が国の法律で管理されることになって、そうすると、今まで条例でやっていたうちのこだけ余ってしまう部分が出てくるから、そこに関して改めて条例を作ることですよね。

諮問実施機関説明員（男澤議会事務局長）

さようでございます。

佐藤会長

ほかに。

では、条例制定についての御意見はよろしいですか。

（異議ない旨の声あり）

それでは、二つ目に、議員が取得した個人情報を対象としないという考え方について、御意見・御質問があればお願いします。

及川委員

よろしいでしょうか。

先ほどの、個人情報保護法に議会を除外するというのは、例外になりま

すよね。例外をもって、議員の中の個人情報の取扱いの中で、更に例外となつて議会活動を行う場合の個人情報については、個人情報保護法を適用して考えていくということですよね。本来、個人情報保護法で一元化すべきところを、議会は除くと。そして、その除くの中で、議会の中の議員、議会活動を行う場合によって事務局が関わらないものが除くので、除くものが大原則のとおり、個人情報保護法に基づいて個人情報保護委員会の方で一元化すると。

そうすると、議会活動の中で個人活動に関するものが、個人情報保護委員会の適用になるということですよね。

諮問実施機関説明員（男澤議会事務局長）

発言よろしいでしょうか。

議員の活動と議会の活動を分けて考えていますけども、議員の活動は、及川委員のお話ですと、条例の対象ではないけれども、国の個人情報保護法の対象になるのかという御発言かと理解しましたが、そうではないとお答えさせていただきます。

議員の活動によって取得した個人の情報は、国、そして、今回制定した条例の、いずれの対象ともならないものと理解しております。

畠山委員

個人情報保護法自体で、それが適用される団体とか機関は制定されていますか。その中に個人の活動は入っていないですよね。要は、個人の情報を集めて管理するような、例えば国とか公共団体とかに関してきちんと保護してくださいねという法律なので、個人個人の活動に関しては元々個人情報保護法の対象ではなくて、前の条例の中ではその対象となる団体に議会も含まれていたと思いますが、今回の法律ではそれが外れているので、その部分だけは条例で別途作りましょうという趣旨ですよね。

及川委員

個人情報の保護の対象にはなっているけれども、民と民の場合ということなので。

畠山委員

団体として個人情報保護法が適用されるということは法律上決まっているので、個人的に私が持っている情報は、職務として持っているものではない個人的な付き合いで知り得た情報に関して、個人情報保護法の団体と

してきちんと管理しなければいけない対象にはならないので。

及川委員

民と民の場合も個人情報の保護の対象になっていると。規制の仕方が。

畠山委員

規制の仕方としての団体の部分には、今回は入っていないと。

及川委員

民と民の場合と、議会とかそういった公の場合と。

畠山委員

今回のそもそもの規定の理由は、そこにはないと。

及川委員

議員個人の場合は、民と民の中の情報として解決しますよと。

諮問実施機関説明員（男澤議会事務局長）

そうですね。議員は、団体か民間かといえば、民の方で、団体の概念からは外れると理解いただければと思います。

及川委員

何を想定してこの話をしているかという、議員活動として研修とか海外を含めて大きな活動をしましたと。そういうときに、情報公開の対象になるのか。そのときの議員費用の使い方などを誰かが請求したいとなったときに、個人の使い方だから公表しませんとなるのか、それについての考え方が一番重要だなと。

諮問実施機関説明員（男澤議会事務局長）

行政視察は、情報公開の対象となります。議員活動ではなく、議会の公務として捉えられますので、当然に情報公開請求の対象となります。

ただ、こちらが保有している費用とかの領収書の中に個人商店があった場合、電話番号とかについては、検討は当然されるべきものだと思いますが、基本的には及川委員の御質問のお答えとしては、開示請求の対象になりますし、否として列記される情報以外は開示されるべきものだと理解しております。よろしくお願いいたします。

佐藤会長

及川委員よろしいですか。

ほかに。

畠山委員

要は、議員個人のものだとしても、それが例えば議会に提出されたということであれば、議会の取得した情報の範疇になるという理解でよろしいですか。

諮問実施機関説明員（男澤議会事務局長）

基本的に、条例案を作る中で、私は３年目ですけど、議員活動の中で取得した、いわゆる第三者の個人的な情報の書類に、私は一度も接しておりませんので、そもそもないのかなと。今後は分からないと思いますが、想定されるところは、いわゆる政務活動費なるものは条例で支給はしていないのですが、例えば政務活動費を支給して、それによってどこかの会場を借りてお金を払ったとかという部分について、議会がホームページに載せるとか、政務活動で取得した書類を持つことは将来的にゼロではないかなと理解しておりまして、ただ、それについても先ほど申したとおり、議員の職務なのかどうかという部分の定義付けがなされていない限り、なかなか定義しにくいのではないかと。全国議長会からのいわゆる逐条のようなものが流れてきている中で、こういった理由から今回は対象とはしない方がよいのではないかとアドバイス等もございまして、対象としていないということでございます。よろしくお願いいたします。

佐藤会長

ほかに。

それでは、二つ目の件について、よろしいですか。

（異議ない旨の声あり）

それでは、三つ目の開示請求の３０日間の考え方と、手数料徴収の有無について、御意見を申し上げます。

及川委員。

及川委員

町で持っている情報の中で、例えば町の行事があったときに、町の方で参加者を防犯カメラとかで撮影していたと。撮影していたフィルムとかの保管期間というのは、大体どれくらいを定めているものなのか。３０日と

か1年とか保管すべきものであれば、開示請求があったときから30日なので、開示請求の対象にはなると思うのですが。

諮問実施機関説明員（男澤議会事務局長）

30日以内で処分する書類、写真、データ、電子データは、現状としてございません。

及川委員

例えばですけど、町で1日だけ行う行事があった場合に、防犯上監視カメラで撮影しなければいけないとなったときに、保管については撮影した日から起算すると思いますが、それは終わったら速やかに処分するという規定があったと思います。速やかにというのは、翌日に処分しても構わないということです。そうすると、30日以内の廃棄も可能ではないでしょうか。

諮問実施機関説明員（男澤議会事務局長）

防犯カメラで録画機能がある、いわゆる録画したデータについては、速やかに消去と。議会としてということでお聞きしましたが。

及川委員

町が行う行事としてということです。

諮問実施機関説明員（男澤議会事務局長）

今回意見をお願いしたい条例案につきましては、町長部局いわゆる町を含めない議会の活動を対象とした条例案でございますので、それをお答えする立場にございませんので、よろしくお願いいたします。

佐藤会長

ほかに。

工藤委員。

工藤委員

30日間にする以前は、15日間ですか。それを30日に延ばすと。延ばす理由としては、丁寧に検索する時間を持つという意味で延びると。

諮問実施機関説明員（男澤議会事務局長）

実際ですね、これは当局が対象になっている個人情報保護法の規定に合わせて。実態として、３０日かからないで開示決定なりをしていることもございました。あくまでも３０日は、合わせたという規定でございまして、実態として一週間で出せるものであればそういった対応をしていましたし、今後もそのとおりやるべきであろうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

佐藤会長

工藤委員よろしいですか。

工藤委員

はい。

佐藤会長

手数料の無料という考え方につきまして、御意見があれば。

ないようでございますので、罰則規定について、御意見があればお願いします。

よろしいですか。

では、全体を通しての疑問がありましたら、御意見をいただきたいと思います。

及川委員。

及川委員

これは要望ですけれども、審査会への諮問ということで、諮問は次のような場合に行いますということで、開示決定や開示請求等に係る議会の不作為に対する審査請求があった場合と。議会の不作為があったと求めることは難しいと思います。何かあったときに、それ自体が審査請求の対象になるということが重要ですけども、知り得ない規定だと思います。こういった規定があるということを、様々な機会に周知していただきたいと思います。

諮問実施機関説明員（男澤議会事務局長）

この条例は、４月からの施行を予定しておりまして、来週から始まりまず３月定例会議に付議し、上程していただきたいと思いますと考えておりまして、仮に条例が可決された後においては、議会だより等で周知もさせていただきます。

ますし、町のホームページを通じて、こういった条例が制定されましたという必要なアナウンスはさせていただく考えておりますので、よろしくお願いいたします。

佐藤会長

ほかに、全体を通して、御意見・御質問があればお願いします。

以上で質疑を終了としてよろしいでしょうか。

質疑を終了といたします。

それでは、諮問案件に対する今後の手続等につきまして、事務局からお願いします。

暫時休憩します。

佐藤会長

再開いたします。

今後の答申につきましては、事務局が先ほど説明しました特段の意見はないということにつきまして、諮問どおりというまとめ方でよろしいでしょうか。

(異議ない旨の声あり)

それでは、そのまとめ方にします。

審議第3号につきましては、事務局から説明のあった対応により手続を進めるということをお願いします。

議会事務局の方々は、お疲れ様でした。

～議会事務局職員退室～

佐藤会長

次第の三つ目、その他となりますが、各委員から何かありましたらお願いします。

ないようでありますので、事務局からお願いします。

事務局（岩淵行政管理課長）

今後の審査会の予定でございますが、令和4年度3月ということで間もなく年度末を迎えますが、この後の招集というのは現段階では特段予定をしてございません。令和5年度ということで、新たな諮問等がないとも限りませんので、また突然にお願いをさせていただくことになろうかと思えますけれども、その際は本日御指摘をいただきましたとおり資料の事前の送

付をさせていただいて、お目通しをさせていただいた上での開催とさせていただきますように配慮をさせていただきます。大変失礼をいたしました。

事務局からは以上でございます。

佐藤会長

事務局から説明がありました。その他特にありませんか。

それでは、本日の会議を終了してよろしいでしょうか。

以上で、令和4年度第2回南三陸町情報公開・個人情報保護審査会を閉会とします。ご苦労様でした。

午前11時35分 閉会